

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>第23条（略）</p> <p><u>（応急仮設建築物の許可の期間の延長の申請等）</u></p> <p>第23条の2 <u>法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長の申請をしようとする者は、省令別記第44号様式による申請書の正本及び副本に、前条第1項に掲げる図書及び書面を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の申請に係る許可をしたときは、省令別記第45号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の申請に係る許可をしないときは、省令別記第46号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。</u></p>	<p>第23条（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。